

## 労働安全衛生規則第563条と第564条の整理について

## ●労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第563条

(作業床)

第563条 事業者は、**足場**（一側足場を除く。第三号において同じ。）**における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。**

一（省略）

二 つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地との隙間は、次に定めるところによること。

イ 幅は、四十センチメートル以上とすること。

ロ 床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。

ハ 床材と建地との隙間は、十二センチメートル未満とすること。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。）を設けること。

イ わく組足場（妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。） 次のいずれかの設備

(1) 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の棧若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

(2) 手すりわく

ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中棧等

四～六（省略）

2～6（省略）

## ●関係する条文

○労働安全衛生法

(注文者の講ずべき措置)

第31条 **特定事業の仕事を行つた注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事の数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。**

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数回の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

○労働安全衛生規則

(足場についての措置)

第655条 **注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。**

一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。

二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ～リ（省略）

三 **前2号に定めるもののほか、法第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第2編第10章第2節（第559条から第561条まで、第562条第2項、第563条、第569条から第572条まで及び第574条に限る。）に規定する足場の基準に適合するものとする。**

2（省略）

## ●安衛則第564条

(足場の組立て等の作業)

第564条 **事業者は、**つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の**足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。**

- 一 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
  - 二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
  - 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
  - 四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。
    - イ 幅四十センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。
    - ロ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。
  - 五 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。
- 2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において要求性能墜落制止用器具の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

### まとめ (各条文の位置づけ・違い)

- 安衛則第563条は、事業者が、足場を使用する労働者の労働災害防止のために講じなければならない、作業場所となる箇所における（足場の）作業床の要件を示したものである（使用される足場・組み立てられた足場の構造要件）。

なお、第655条により、足場を使用させる請負人の労働者の労働災害を防止するために、当該足場に講ずる措置として、請負人に仕事を注文する者（元請等）においても同様の措置が義務づけられている。（様々な下請の労働者に現場で足場を使用させるため）

- 第564条は、事業者が、足場を組み立てる等の労働者の労働災害防止のために講じなければならない措置である（組立て等の作業時における措置）。

なお、注文者（元請等）に同様の措置が義務づけられているものではない。